

## 第2章 業務の概要及び実績



# 1 総務課

## ○ 行政文書の開示

### ①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示情報が記録されている場合は不開示となります。

### ②業務実績

令和元年度における開示請求の件数は、次のとおりです。

部門	件数
年金・健康福祉部門	5
医療指導部門	81
麻薬取締部門	0
合計	86

## 2 企画調整課

### (1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

#### ①業務概要

企画調整課は、四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、関係機関との連絡調整や支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、組織的な業務改善に向けた取組み、職員研修の企画などを行っています。

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

##### 【広報会議等の開催状況】

会議名等	開催実績
広報会議	幹部会議にて協議
広報会議作業部会	新規採用チームとの協議

##### 【職員研修状況】

開催月	研修名
令和元年5月	政策研修（社会保障改革と地域共生社会について）
5月～6月	各県労働局との合同防災研修
6月	行政対象暴力研修
9月	公務員倫理研修
令和2年2月	メンタルヘルス研修 プレゼンテーション研修

### (2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営

#### ①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置されています。協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に依りて審議・答申するほか、自ら建議することができます。

協議会は「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成されています。企画調整課においては「総会」の庶務を担当しており、四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。なお、部会の庶務は指導監査課及び各県事務所が担当しています。

## ◆四国地方社会保険医療協議会の概要

### 〔総会〕

- 委員定数：20名
- 委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）  
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）  
公益委員6名（公益を代表する委員）
- 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等

### 〔部会〕

- 委員定数：8名
- 委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）  
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）  
公益委員2名（公益を代表する委員）
- 審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

## ②業務実績

令和元年度における総会の開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
第1回 (9月25日)	• 保険医療機関の指定の取消について • 保険医の登録の取消について
第2回 (11月12日)	• 元保険医療機関の指定の取消相当について

## (3) 「国民の皆様の声」への対応

### ①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課や各県事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに随時、厚生労働本省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については厚生労働省ホームページで公表していません。

## ②業務実績

令和元年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働本省への報告	件数
大臣官房地方課	0
医 政 局	1
社 会 ・ 援 護 局	0
保 険 局	2
年 金 局	0
合 計	3

## (4) 四国南海トラフ地震対策戦略会議への参画

### ①業務概要

四国管内では、東南海・南海地震への対策が急務となり、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海対策連絡調整会議」が設置されました。また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置され、上記2会議は「四国南海トラフ地震対策戦略会議」に改組されました。四国厚生支局では、四国南海トラフ地震戦略会議に参画し地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。

### ②業務実績

「四国南海トラフ地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されています。

四国厚生支局では、「速やかに成果をあげるべき7つの施策」の中の「迅速な被災者支援並びに地域の安全」の項目について、四国各県の被災者の支援対策に関し、情報共有を推進するための取組みを進めています。

令和元年度においては、6月に香川県で会議が開催されました。

### 3 年金管理課

#### ◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」という。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、四国厚生支局が実施しています。

#### （１）機構の収納職員及び徴収職員の認可

##### ①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」という。）の収納事務については「収納職員」が、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については「徴収職員」が行っています。

収納職員及び徴収職員は機構理事長が任命しますが、その任命に当たっては、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部から各年金事務所等に配置する収納職員及び徴収職員について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

##### ②業務実績

令和元年度における収納職員等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可人数
収納職員	41
徴収職員	47

#### （２）機構が行う滞納処分等の認可及び確認

##### ①業務概要

機構が保険料等を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分）及び各年金事務所（緊急分及び随時分）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構本部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは事業の廃止や破産等で急を要するため機構四国地域部を経由して各年金事務所から個別に認可申請されるもの、「随時分」とは会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で各年金事務所から個別に認可申請されるものをいう。

## ②業務実績

令和元年度における滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
滞納処分等（通常分）	41,342
滞納処分等（緊急分）	12
滞納処分等（随時分）	6
計	41,360

## ③実施結果

機構が実施した滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめ、翌月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に滞納処分等が執行されているかの確認を行っています。

令和元年度における確認結果は、次のとおりです。

区分		報告件数
実施結果	突 合	2,839
	不突合	0
	計	2,839
差押等の 執行状況	完 納	404
	分 割 納 付	357
	処分続行中	2,078
	計	2,839

※「突合」は認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合、「不突合」は認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合の件数。

## (3) 機構が行う立入検査等の認可及び確認

### ①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは従業員等からの情報提供等により年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。



## ②業務実績

令和元年度における立入検査等の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
立入検査等（通常分）	23,902
立入検査等（緊急分）	117
計	24,019

## ③実施結果

機構が実施した立入検査等については、機構四国地域部で認可後1年（認可有効期限）経過した時点の各年金事務所分を取りまとめ、認可有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では適正に事業所の調査が実施されているかの確認を行っています。

令和元年度における確認結果（平成30年度中の認可に関するもの）は、次のとおりです。

区分		報告件数
立入検査等認可件数		26,096
立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	6,709
	指摘無の事業所	10,064
	行方不明の事業所	0
	計	16,773
未実施の事業所		9,323
計		26,096

## （４）機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

### ①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」という。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要となっています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分及び緊急分）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

※「通常分」とは毎月一定の時期を定めて行われ機構四国地域部から一括して認可申請されるもの、「緊急分」とは障害の状態を診断させる調査など年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国地域部を経由して認可申請されるものをいう。

### ②業務実績

令和元年度における受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

認可内容	認可件数
受給権者等調査（通常分）	2
受給権者等調査（緊急分）	0
計	2

### ③実施結果

機構で実施した受給権者等調査については、機構四国地域部で各年金事務所分を取りまとめ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し実施結果の報告があり、四国厚生支局では、適正に調査が実施されているかの確認を行っています。

令和元年度における確認結果は、次のとおりです。

区分	報告件数
受給権者等調査認可件数	2
受給権者等調査実施件数	2
受給権者等調査未実施件数	0
計	2

## (5) 厚生年金保険料等の納付猶予の許可

### ①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時的に納付することが困難と認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

四国厚生支局では、機構四国地域部から各年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請（通常分及び災害分）があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

※「通常分」とは「通常の納付猶予」及び「届出が遅延した場合の納付猶予」で、機構四国地域部より随時猶予申請されるもの、「災害分」とは「災害による納付の猶予」で、機構四国地域部より毎月一定の時期を定めて猶予申請されるものをいう。

### ②業務実績

令和元年度における厚生年金保険料等の納付猶予の許可実績は、次のとおりです。

許可内容	許可件数
納付猶予（通常分）	1
納付猶予（災害分）	0
計	1

## (6) 機構が行う保険料等の収納確認

### ①業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

## ②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課の指定された官職の職員が機構事務センターに赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行っています。

## (7) 国民年金事務費交付金等の審査

### ①業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

この国民年金事務費交付金等は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

#### ◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務（第1号被保険者の資格の得喪、種別変更等に関する届出受理の事務）

#### ◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務（資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務）

## ②業務実績

令和元年度における交付実績は、次のとおりです。

### 【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	120,324	73,353	46,971
香川県 (市町村数17)	132,363	81,703	50,660
愛媛県 (市町村数20)	201,655	126,460	75,195
高知県 (市町村数34)	131,672	80,408	51,264
計 (市町村数95)	586,014	361,924	224,090

## 【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	概算交付額	精算交付額
徳島県 (市町村数24)	18,482	7,126	11,356
香川県 (市町村数17)	28,639	10,768	17,871
愛媛県 (市町村数20)	47,429	18,606	28,823
高知県 (市町村数34)	18,320	6,136	12,184
計 (市町村数95)	112,870	42,636	70,234

※「概算交付額」とは年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額、「精算交付額」とは年度末に国民年金事務費交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

## (8) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の審査

## ①業務概要

年金生活者支援給付金事業の円滑な実施を図るため、国民年金事業と同様に、市町村へ年金生活者支援給付金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

この年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めはないが、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものとの2つに区分しています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

## ◆ 法定受託事務とは・・・

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定により、市町村長によって実施される年金生活者支援給付金の支給に関する事務（各種認定請求書の受理、機構への受給資格者の所得情報の提供）

## ◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった年金生活者支援給付金の支給に関する事務のうち、受給者等に対するサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される事務（制度周知、制度・手続に関する相談、機構との合意により行われる各種情報の提供等）

## ②業務実績

令和元年度における交付実績は、次のとおりです。

### 【法定受託事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	通常分	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	1,093,141	1,016,077	77,064
香川県 (市町村数16)	655,192	655,192	0
愛媛県 (市町村数20)	2,225,155	2,188,386	36,769
高知県 (市町村数34)	713,427	690,384	23,043
計 (市町村数94)	4,686,915	4,550,039	136,876

### 【協力・連携事務に係る交付金】

(単位：千円)

県名	交付決定額	通常分	特別事情分
徳島県 (市町村数24)	4,233,847	4,189,003	44,844
香川県 (市町村数16)	1,959,482	1,959,482	0
愛媛県 (市町村数20)	6,793,183	6,750,506	42,677
高知県 (市町村数34)	3,914,150	3,896,965	17,185
計 (市町村数94)	16,900,662	16,795,956	104,706

※「通常分」とは平成31年4月1日から令和2年1月31日の期間に要した経費に対して交付した額、「特別事情分」とは令和2年2月1日から令和2年3月31日の期間に要した経費に対して交付した額をいう。実績額は千円未満を切り捨てにより記載。

## (9) 日雇特例被保険者の適用等に関する交付金の審査及び指定

### ①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省年金局から資金交付を行っています。

四国厚生支局では、四国厚生支局管内9事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省年金局へ報告を行った後、厚生労働省年金局が資金交付を行っています。

### ②業務実績

令和元年度における交付実績は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	交付	
			手帳交付等件数	金額（円）
徳島県	6	5	8	691
高知県	3	2	11	955
計	9	7	19	1,646

※香川県及び愛媛県には事務指定市町村はありません。

## (10) 社会保険労務士への指導等

### ○業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ・社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ・社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ・社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ・社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ・社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ・全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

令和2年3月末現在における社会保険労務士会会員数及び法人数は、次のとおりです。

県名	会員数（人）					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	126	12	23	23	184	7
香川県	196	16	56	22	290	9
愛媛県	265	26	45	24	360	18
高知県	108	6	46	23	183	3
計	695	60	170	92	1,017	37

## (11) 年金委員の委嘱・解嘱等及び大臣表彰

### ①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項についての啓発、相談及び助言等の活動を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行っています。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に関する審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を行っています。

### (参考)

- 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

- ・機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
- ・機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- ・機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談



- ・各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
  - ・前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動
- 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。
- 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

## ②業務実績

令和2年3月末現在における年金委員数は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	554	23	1,162
	徳島南	423		
	阿波半田	162		
香川県	高松西	721	71	2,403
	高松東	813		
	善通寺	798		
愛媛県	松山西	678	74	2,548
	松山東	408		
	新居浜	570		
	今 治	446		
	宇和島	372		
高知県	高知東	417	16	1,258
	高知西	407		
	南 国	217		
	幡 多	201		
計		7,187	184	7,371

令和元年度における年金委員功労者厚生労働大臣表彰は、次のとおりです。

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	徳島南	1	職域型
香川県	高松東	1	職域型
	善通寺	1	職域型
愛媛県	松山東	1	職域型
	新居浜	1	職域型
計		5	

## (12) 学生納付特例事務法人の指定及び監督

### ①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- ・学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- ・学生納付特例事務法人への改善命令
- ・学生納付特例事務法人制度の普及・推進

### ②業務実績

令和元年度は、「ねんきん月間」である11月に管内274校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知等を行っています。令和2年3月末現在における学生納付特例事務法人数は、次のとおりです。

県名	事務法人		事務取扱教育施設
	法人	指定校	
徳島県	3	3	1
香川県	4	4	1
愛媛県	6	9	0
高知県	10	14	3
計	23	30	5

※「事務法人」の「指定校」は法人が設立する大学、専門学校等であり、「事務取扱教育施設」とは国又は地方公共団体が設置する県立学校等である。

## (13) 保険料納付確認団体の指定及び監督

### ○業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。



## (14) 機構との協力・連携

### ①業務概要

機構が行う年金事業が適正かつ円滑に運営されるよう、機構との情報交換や共有化、また、公的年金制度の啓発・普及を目的とした地域年金展開事業の協力・連携を行っています。

### ②業務実績

公的年金制度関係の最近の動向や四国厚生支局及び機構の四国管内の業務状況などについて情報及び意見交換を行いました。また、地域年金展開事業への支援を行いました。

- ・ 機構との事務打合せ会の実施
- ・ 地域年金事業運営調整会議（各県代表年金事務所主催）への参加
- ・ 地域年金展開事業の実施に関する協力・連携（管内の大学等に対する年金制度周知パンフレットの送付、管内の大学等に対する「年金セミナー」開催の要請）

## 4 年金審査課

### (1) 年金記録の訂正請求に関する調査

#### ①業務概要

日本年金機構年金事務所段階で訂正できない年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情などを幅広く詳細に調査し、中国四国地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

#### ②業務実績

令和元年度における訂正請求の受付・処理状況は、次のとおりです。

	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	5	(0) 64	69
処理件数	2	(0) 64	66
四国厚生支局で処理	2	(0) 12	14
訂正決定	0	(0) 5	5
不訂正決定	2	(0) 7	9
請求却下	0	(0) 0	0
日本年金機構で記録訂正	0	(0) 46	46
訂正請求の取下げ等	0	(0) 6	6

※（ ）内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。「訂正決定」の件数は請求内容の一部について訂正決定した事案を含む。

### (2) 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

#### ○業務概要

中国四国地方年金記録訂正審議会は、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所段階で訂正できない請求事案について中立的な立場で公平・公正な判断を行うため、中国四国厚生局に設置されています。

同審議会には四国を担当する部会が置かれ、弁護士、社会保険労務士、税理士などの有識者が、一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを中立的な立場で審議して判断します。

四国厚生支局では部会の運営をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

## 5 健康福祉課

### (1) 各種養成施設等の指定及び監督

#### ①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

令和2年3月末現在の各種養成施設等の指定（認定）状況は、次のとおりです。

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設	4 (4)
栄養士養成施設	6 (6)
科目確認大学等（社会福祉士）	14 (12)
介護福祉士養成学校	5 (5)
福祉系高等学校等	8 (8)
あ・は・き養成施設	1 (1)
計	38 (36)

※管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

「あ・は・き養成施設」とはあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設を略したものの。

#### ②業務実績

令和元年度における指定等及び指導監督の業務実績は、次のとおりです。

##### 【指定等に関する事務】

養成施設等の種別	指定	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	1	0	0	1	4
栄養士養成施設	1	0	0	2	6
科目確認大学等（社会福祉士）	0	1	0	21	5
介護福祉士養成学校	0	0	0	14	8
福祉系高等学校等	0	0	0	14	1
あ・は・き養成施設	0	0	0	3	
計	2	1	0	55	24

※「指定」は、令和元年度中に指定手続きが終了した養成施設の数。

【指導監督に関する業務】

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数
管理栄養士養成施設	4	0
栄養士養成施設	6	2
介護福祉士養成学校	5	1
福祉系高等学校等	8	1
あ・は・き養成施設	1	1
計	24	5

(2) 補助金の交付

①業務概要

地方公共団体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する社会福祉施設、保健衛生施設の施設・設備費の交付決定などの執行业務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

【補助金等の交付】

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	45,002,778
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	4,357,273
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	8,608,945

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	467,278,780
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	24,314,122
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	7,325,096,724
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	4,196,006,939
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	32,454,227
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,222,309,701
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	36,143,554
婦人相談所運営費負担金		1,054,865
婦人保護事業費補助金		23,978,745
保健衛生施設等施設整備費補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設・設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	16,441,000
保健衛生施設等設備整備費補助金		46,672,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0

補助金等名称	交付目的	交付決定額
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	1,481,456,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	33,647,000
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	377,038,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	116,463,000
保育所等整備交付金	保育所等及び保育所機能部分の新設、修理、改造又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする	3,135,139,000

#### 【財産処分の承認等】

区分	処理件数
財産処分承認申請	13
包括承認事項における財産処分報告の受理	43
計	56

### (3) 医療安全の普及・啓発

#### ①業務概要

厚生労働省では医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行う「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

## ②業務実績

令和元年度において医療安全管理者等の資質向上を図るため「医療安全セミナー」を開催しました。

- ・開催日：令和元年11月19日（火）
- ・場所：サンポートホール高松
- ・参加者数：272名

### 【実施プログラム】

プログラム	担当講師
令和元年度 医療安全セミナー	座長 香川大学医学部 血液・免疫・呼吸器内科学教授 門脇 則光
	講師① 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院 HQM 推進室患者安全リスク対策グループ医療安全管理者 塩津 昭子
	講師② 東北大学病院 医療安全推進室室長、特命教授、病院長特別補佐 藤盛 啓成
	講師③ 一般財団法人永頼会松山市民病院 リハビリテーションセンター副室長 平井 寛

## （４）民生委員及び児童委員の委嘱

### ①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、さらに福祉事務所等関係行政機関に対する協力など社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選（前回改選は令和元年12月1日に行われ、任期は令和4年11月30日まで）が行われています。

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

令和2年3月末現在の四国厚生支局管内の民生委員数は、次のとおりです。



県・市		民生委員数	主任児童委員数
県	徳島県	1,831	183
	香川県	1,179	147
	愛媛県	2,348	295
	高知県	1,526	130
中核市	高松市	773	85
	松山市	908	86
	高知市	635	56
計		9,200	982

## ②業務実績

令和元年度における民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	107
民生委員・児童委員の解嘱	98
主任児童委員の指名	7
厚生労働大臣表彰状の授与	18
厚生労働大臣特別表彰の授与	353
厚生労働大臣感謝状の授与	37

## (5) 医療観察法による移送

### ①制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害）を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失等を理由に不起訴処分又は無罪等が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

### ②業務概要

地方厚生（支）局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入院決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対



する医療に関することを所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しています。

四国厚生支局では、四国管内における精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、対象者の移送に関する事に携わっています。

③業務実績

令和元年度における処遇決定状況は、次のとおりです。

内訳	件数
入院決定（移送）	6
通院決定	2
不処遇	0
計	8

## 6 地域包括ケア推進課

### (1) 地域包括ケアシステムの構築支援に関する企画・立案、総合調整

#### ①業務概要

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省では、2025 年（令和 7 年）を目途に、重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を推進しています。この必要な支援が一体的に提供される体制を「地域包括ケアシステム」といいます。

当課では、この地域包括ケアシステムの構築の支援のため、県と連携しつつ、市町村における取組を推進・支援しています。具体的には、支援方策を検討するための四国厚生支局地域包括ケア推進本部の設置・運営や、県・市町村・学識経験者等の関係者との意見交換会を開催しています。

#### ②業務実績

令和元年度における地域包括ケア推進本部会議、フォーラム等の開催状況及び視察の実績は、次のとおりです。

#### 【地域包括ケア推進本部会議の開催状況】

開催	会議内容
第1回（6月14日）	・令和元年度上半期業務計画について ・平成元年度フォーラム等の開催について ・老人保健健康増進等事業について
第2回（10月30日）	・令和元年度上半期フォーラム等の実施結果について ・令和元年度認知症施策に関するブロック会議の実施報告について ・令和元年度下半期事業計画について
第3回（3月） ※文書による開催	・令和元年度下半期フォーラム等の実施結果について ・令和元年度四国厚生支局若年性認知症施策担当者等会議について ・令和元年度老人保健健康増進等事業について ・令和2年度業務計画について

◆四国厚生支局地域包括ケア推進本部の概要

- ・設置目的：四国厚生支局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び市町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施します。
- ・組織：本部長、副本部長、本部員、参与
  - 四国厚生支局として総合的に支援等を協議・実施するため、支局長を本部長、総務管理官を副本部長、支局内関係課所長を本部員として設置。
  - 本部員は、指導総括管理官、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、調査課長、徳島事務所長、愛媛事務所長、高知事務所長、地域包括ケア推進課長、地域包括ケア推進課長補佐、地域包括ケア推進官、地域支援事業係長、その他本部長が必要と認めた者。
  - 参与として、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体課室長。

【フォーラムの開催状況】

ア. 現場の声をふまえた在宅医療・介護連携推進フォーラム

日 時：令和元年7月7日（日）10：30～  
 場 所：香川県社会福祉総合センター コミュニティホール  
 参 加 者：四国地域の医療関係者、介護関係者、行政職 他  
 参加人数：180名

イ. 認知症の方と社会参加・就労等について考えるフォーラム

日 時：令和元年9月6日（金）13：00～  
 場 所：テクノプラザ愛媛  
 参 加 者：四国厚生支局管内各県介護保険主管課担当者、市町村介護保険主管課担当者、地域包括支援センター職員 他  
 参加人数：95名

ウ. 地域の資源を活用した地域包括ケアシステムに関するフォーラム

日 時：令和元年12月20日（金）13：00～  
 場 所：高松サポート合同庁舎南館101会議室  
 参 加 者：四国厚生支局管内各県・市町村介護保険主管課担当者、各県・市町村商工労政部門担当者等関心のある行政機関の関係部署職員 他  
 参加人数：63名

【地域包括ケアシステム構築に関する情報収集等のための視察】

視察先	実施日
徳島県徳島市	令和元年4月25日
香川県高松市	令和元年6月6日
香川県さぬき市	令和元年10月30日
香川県高松市	令和2年2月7日

## (2) 地域包括ケアシステムの普及・啓発

### ①業務概要

地域包括ケアシステムに関する施策について、厚生労働省老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行います。

あわせて、厚生労働省老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行います。

また、四国厚生支局ホームページを活用し、地域包括ケアシステム関係情報について広く情報提供を行うとともに、四国厚生支局管内各自治体と情報共有を行っています。

### ②業務実績

認知症施策に関する中国四国厚生局・四国厚生支局管内ブロック会議は、令和元年8月30日に開催されました。

## (3) 地域支援事業の助言・支援

### ①業務概要

管内市町村の地域支援事業の取り組み状況や好事例を把握するとともに、分析及びその結果を踏まえた情報共有や助言及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナーに参加しています。

### ②業務実績

元年度における県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所	実施日
平成31年度第1回香川県地域包括ケアシステム学会委員会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	H31.4.24
第141回市町村職員を対象とするセミナー	厚生労働本省	和光市	R1.5.28
とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会記念講演会	とくしま住民参加型福祉団体連絡会	徳島市	R1.6.2
令和元年度第2回香川県地域包括ケアシステム学会委員会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R1.6.13
地域包括ケア「見える化」システム基本操作講習会	厚生労働本省	和光市	R1.7.5
令和元年度徳島県地域包括ケア基礎強化研修	徳島県	徳島市	R1.7.9
高知家健康会議	高知県	高知市	R1.7.11
高知県地域両立支援チーム連絡会議	高知労働局	高知市	R1.7.16

四国の医療介護周辺産業を考える会 定期総会 記念講演会	四国の医療介護周辺産業を考える会	高松市	R1.7.19
令和元年度老健事業（農福連携）第1回専門委員会	JA 共済総合研究所	広島市	R1.8.23
徳島県地域包括ケアシステム学会学術集会（TOCCS）	徳島大学	徳島市	R1.8.25
日本介護支援専門員協会全国大会 in 四国	日本介護支援専門員協会	徳島市	R1.8.31
令和元年度老健事業（地域共生）第1回専門委員会	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング	高松市	R1.9.9
高知家健康会議	高知県	高知市	R1.10.10
香川県地域包括ケアシステム学会第2回学術集会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R1.11.3
健幸しこく分野横断情報交換会	四国経済産業局	高松市	R1.11.7
令和元年度老健事業（農福連携）第2回専門委員会	JA 共済総合研究所	広島市	R2.11.27
令和元年度老健事業（地域共生）第2回専門委員会	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング	高松市	R2.12.3
生活支援体制整備推進研修（生活支援コーディネータースキルアップ研修）	高知県	高知市	R2.1.9
徳島いきいき移動支援セミナー	徳島県	徳島市	R2.1.14
観音寺市地域ケア会議	観音寺市	観音寺市	R2.1.16
「保険者シート」地域戦略グループディスカッション	医療経済研究・社会福祉協会	高松市	R2.1.17
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施自治体四国ブロック会議	高松市	高松市	R2.1.24
令和元年度第2回香川県居住支援協議会	四国地方整備局	高松市	R2.1.27
徳島県 在宅医療・介護連携推進事業担当者研修会	徳島県	徳島市	R2.2.6
離島・中山間地域における介護サービスのあり方を考えるフォーラム	全国国民健康保険診療施設協議会	高松市	R2.2.13
令和元年度地域資源の開発・充実と活用促進に関するセミナー	厚生労働本省	高松市	R2.2.14
サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業等に係る説明会	国土交通省	高松市	R2.2.14
令和元年度老健事業（地域共生）第3回専門委員会	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング	高松市	R2.2.20
香川県地域包括ケアシステム学会第3回委員会	香川県地域包括ケアシステム学会	高松市	R2.2.25
令和元年度老健事業（農福連携）第3回専門委員会	JA 共済総合研究所	高松市	R2.2.27

#### (4) 認知症施策の普及・啓発、各種事業の助言・支援

##### ①業務概要

認知症施策推進大綱等の認知症施策について、講演実施や関係行事へ参加し、普及・啓発に関する取組を行うとともに、介護保険法の地域支援事業において、包括的支援事業として位置づけられている認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の実施状況の把握、助言、支援等を行っています。

##### ②業務実績

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業の把握については、(3)②の地域支援事業実施状況調査において把握しています。

若年性認知症施策担当者等会議は令和2年2月21日に開催されました。

また、県等主催のセミナー等への参加実績は、次のとおりです。

名称	主催	場所	実施日
香川県地域両立支援推進チーム・長期療養者就職支援担当者連絡協議会合同会議	香川労働局	高松市	R1.7.31
令和元年度香川県キャラバン・メイト養成研修	香川県	高松市	R1.8.26
チームオレンジブロック研修会	全国キャラバンメイト連絡協議会	高松市	R1.9.3
かがわ認知症予防シンポジウム	香川県	高松市	R1.9.8
2019年度世界アルツハイマーデー記念講演会	認知症の人と家族の会愛媛県支部	松山市	R1.9.28
認知症を学び支える会	三豊市立西香川病院	三豊市	R1.9.29
愛媛県若年性認知症支援コーディネーター事業研修会	愛媛県 及び (社)慈光会	新居浜市	R1.10.5
世界アルツハイマー記念講演会	認知症の人と家族の会香川県支部	綾川町	R1.10.5
若年性認知症支援セミナー	認知症と家族の会徳島県支部	徳島市	R1.11.18
愛媛県認知症市町連携会議(東予地区)	愛媛県	西条市	R1.12.2
愛媛県認知症市町連携会議(西予地区)	愛媛県	西予市	R1.12.12
愛媛県認知症市町連携会議(中予地区)	愛媛県	松山市	R1.12.24
若年性認知症ピアサポート事業検討会議	みずほ情報総研(株)	広島市	R2.1.10
中国四国若年性認知症支援コーディネーター連絡会議	みずほ情報総研(株)	広島市	R2.1.10
調査成果報告会「認知症の人の社会参加活動を考えよう」	(社福)仁至会 認知症介護研究・研修大府センター	大府市	R2.2.18

#### ◆認知症施策推進大綱の概要

認知症施策について、これまで「認知症施策推進総合戦略（オレンジプラン）」を推進してきましたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに協力を推進していくため、令和元年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

「認知症施策推進大綱」を推進していくためには以下の5つの柱に沿って施策を総合的に推進しています。

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

## (5) 地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金(介護分)の執行

### ①業務概要

地域支援事業交付金は、市町村が地域支援事業として、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために交付するもので、内示額決定のための事前協議など執行業務等を行っています。

地域医療介護総合確保基金（介護分）は、地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業の支援、いわゆる「介護人材分」と、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、「地域密着型サービス施設等の整備」、「介護施設の開設準備軽費等」、「特養多床室のプライバシー保護のための改修等」、地域の実情に応じた介護サービス体制の整備を促進するための支援、いわゆる「施設整備分」について、翌年度の所要額調査等を行っています。

## ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

### 【地域支援事業交付金】

業務内容	実施時期
平成30年度実績報告取りまとめ	8月
令和元年度交付申請書取りまとめ	6月
令和元年度変更交付申請書取りまとめ	2月

### 【地域医療介護総合確保基金(介護分)】

業務内容	実施時期
都道府県ヒアリング(介護人材分)	5月
事業量調査(介護人材分)	2月

## (6) 介護保険事業(支援)計画に関する助言・支援

### ①業務概要

介護保険法第116条の国の基本指針に基づき、市町村は法117条第1項、都道府県は法第118条第1項に基づき、3年を1期(平成30~32年度)とする第7期介護保険事業(支援)計画を定めることとされています。

これらの計画作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に関しては当該県に対して必要な助言及び支援を行います。

また、第7期介護保険事業(支援)計画に関し、四国厚生支局管内の各県による計画の作成状況及び市町村支援の状況を確認するため、ヒアリングを実施しています。ヒアリングの際に、第7期介護保険事業(支援)計画の作成状況についての進捗及び意見聴取を行いました。

### ②業務実績

令和元年度における各県へのヒアリング実績は、次のとおりです。

県名	実施日
徳島県	10月25日
香川県	10月24日
愛媛県	10月25日
高知県	10月24日



## 7 保険年金課

### (1) 健康保険組合に対する認可・指導監督

#### ①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導を行っています。

#### ◆健康保険組合の状況（令和2年3月末現在）

- 健康保険組合数                    24組合
- 被保険者数                        約9.5万人

#### ②業務実績

令和元年度は、10組合を対象に実地監査を行いました。

令和元年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	27	115	326	44

### (2) 全国健康保険協会支部に対する認可・質問検査

#### ①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部への質問検査及び立入検査に係る認可等を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度は、全国健康保険協会支部の1支部について保険者機能の強化の観点から立入検査を行いました。

令和元年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	立入検査等の認可
全国健康保険協会	2

### (3) 厚生年金基金に対する認可・指導監督

#### ①業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付(プラスアルファ部分)を行う年金制度です。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金等に対する指導監督等を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度は、5基金を対象に決算報告書の承認申請に基づく書面監査を行いました。

令和元年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
厚生年金基金	0	0	17	10

### (4) 確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型年金)に対する認可・指導監督

#### ①業務概要

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

四国厚生支局では、確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型年金)に係る認可、承認及び指導監督等を行っています。

◆承認規約数の状況(令和2年3月末現在)

- 確定給付企業年金(基金型を含む。) 326規約
- 確定拠出年金(企業型年金) 127規約

#### ②業務実績

令和元年度は、確定給付企業年金(基金型を含む。)の監査について、実地監査2件、書面監査44件を行いました。

令和元年度における申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定給付企業年金	30	464	22	72
確定拠出年金	59	166		

## 8 管理課

### (1) 国民健康保険の保険者等に対する助言・指導監督

#### ①業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

### (2) 後期高齢者医療保険の保険者の助言・指導監督

#### ①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

### (3) 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

#### ①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監督を実施しています。

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
監査	1支部

## 9 医療課

### (1) 特定機能病院に対する立入検査

#### ①業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
立入検査	4件

### (2) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督

#### ①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

令和2年3月末現在の四国厚生支局管内における指定・登録等状況は、次のとおりです。

区分		機関数（登録人数）	備考
保険医療機関等	病院	454機関	歯科併設68機関含む
	医科診療所	2,778機関	歯科併設28機関含む
	歯科診療所	1,929機関	
	薬局	1,859機関	
保険医等	医師	14,567人	
	歯科医師	3,566人	
	薬剤師	10,472人	
指定訪問看護事業者		471機関	
柔道整復施術所		1,295機関	
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ施術所		728機関	

#### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

内容	件数
特定共同指導	2件
共同指導	5件

## 10 調査課

調査課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理及び分析や四国厚生支局の医療指導部門の訴訟に係る業務の調整を行っています。

### (1) 保険医療機関等管理システムの運用、情報の管理及び分析

#### ○業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者の指定に係る情報や保険医療機関において診療に従事する保険医及び保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師の登録に係る情報等について、保険医療機関等管理システムからデータを抽出し、四国厚生支局のホームページに掲載しています。

また、個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項についても、適正な保険診療、診療報酬の請求に役立てていただく目的から、ホームページへの掲載を行っています。

### (2) 保険医療機関等の情報公開

#### ①業務概要

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等に基づき、医療指導部門の保有する行政文書の開示請求について、対応を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度における開示請求の処理状況は、次のとおりです。

部門	件数
医療指導部門	81

### (3) 医療指導部門の訴訟に関する調整

#### ①業務概要

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、四国厚生支局長が行った処分について、国を被告とする訴訟（医療指導部門に属するものに限る。）に係る業務の調整を行っています。

#### ②業務実績

令和元年度には訴訟対応はありませんでした。

## 11 指導監査課及び各県事務所

四国厚生支局管内4県について、香川県は指導監査課が、徳島県・愛媛県・高知県は各県事務所が保険医療機関等の指導などの業務を行っています。

### (1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査

#### ①業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止の行政上の措置を行います。

②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指導状況】

(単位：件)

		新規 個別指導	集団指導	集团的 個別指導	個別指導
徳島	医科・病院	0	2	4	4
	医科・診療所	9	44	29	15
	歯科	5	27	31	11
	薬局	10	38	31	15
香川	医科・病院	1	3	5	4
	医科・診療所	11	68	27	19
	歯科	8	37	35	20
	薬局	17	61	42	21
愛媛	医科・病院	0	3	6	5
	医科・診療所	13	102	50	29
	歯科	7	29	50	27
	薬局	17	56	46	22
高知	医科・病院	0	1	3	5
	医科・診療所	4	38	20	15
	歯科	3	21	22	15
	薬局	10	36	16	14
計	医科・病院	1	9	18	18
	医科・診療所	37	252	126	78
	歯科	23	114	138	73
	薬局	54	191	135	72

【指定訪問看護事業者の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	9	0
香川	13	0
愛媛	14	0
高知	4	0
計	40	0

【柔道整復師の指導状況】

(単位：件)

	集団指導	個別指導
徳島	32	0
香川	11	3
愛媛	27	0
高知	6	1
計	76	4



## (2) 保険医療機関等の施設基準の調査

### ①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、「施設基準」（従事者数、施設・設備等に関して厚生労働大臣が定めた基準）を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

### ②業務実績

令和元年度における適時調査の状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
徳島	56	0	0	0
香川	47	0	0	0
愛媛	71	0	0	0
高知	63	1	0	0
計	237	1	0	0

## (3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

### ①業務概要

ア 健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

イ 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

ウ 柔道整復師の受領委任に関する登録及び承諾等を行います。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の受領委任の申出等の受付及び承諾等を行います。

### ②業務実績

令和元年度における業務実績は、次のとおりです。

【保険医療機関等の指定状況】

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	元年度末現在	指定	廃止等	元年度末現在	指定	廃止等	元年度末現在
徳島	62	72	724	43	44	453	51	49	383
香川	85	94	786	53	57	498	91	77	522
愛媛	140	167	1163	62	78	701	94	94	581
高知	54	69	559	38	41	373	78	86	373
計	341	402	3232	196	220	2025	314	306	1859

※「指定」は新規・更新の、廃止等欄は廃止・辞退・取消の合計件数。「歯科」は病院併設機関を含んだ合計件数。

【指定訪問看護事業者の指定状況】 (単位：件)

	指定	廃止	辞退	元年度末 現在
徳島	6	5	0	96
香川	8	5	0	114
愛媛	21	3	0	183
高知	7	2	0	78
計	42	15	0	471

【保険医等の登録状況】 (単位：件)

		新規登録	抹消等	異動		元年度末現在
				転入	転出	
徳島	医 師	51	8	121	133	3317
	歯 科 医 師	33	7	16	42	995
	薬 剤 師	46	1	35	34	2402
香川	医 師	69	14	151	189	3534
	歯 科 医 師	6	10	28	10	883
	薬 剤 師	63	0	63	55	2811
愛媛	医 師	81	19	167	161	4865
	歯 科 医 師	7	9	6	8	1088
	薬 剤 師	64	2	86	61	3046
高知	医 師	63	7	126	144	2851
	歯 科 医 師	3	2	4	4	600
	薬 剤 師	46	3	34	44	2213
計	医 師	264	48	565	627	14567
	歯 科 医 師	49	28	54	64	3566
	薬 剤 師	219	6	218	194	10472

※「抹消等」欄は抹消、死亡、取消の合計件数。

【柔道整復師(施術所)の申出状況】 (単位：件)

	届出・申出	廃止	元年度末現在
徳島	16	17	302
香川	21	24	409
愛媛	29	31	373
高知	12	12	211
計	78	84	1295

【はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（施術所）の申出状況】

（単位：件）

	届出・申出	廃止	元年度末現在
徳島	26	25	135
香川	55	20	215
愛媛	53	38	273
高知	13	11	105
計	147	94	728

（４）四国地方社会保険医療協議会部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会部会を各県に設置し、庶務を行っています。

②業務実績

令和元年度における四国地方社会保険医療協議会部会は、各県において月１回（年１２回）開催されました。

## 12 社会保険審査官室

### ○ 社会保険各法による保険者が決定した不服申立への対応

#### ①業務概要

社会保険審査官は、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基本法）に基づく資格や給付、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。）に関して、保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣）が決定した処分の取り消しを求める審査請求事務を取り扱っています。

#### ②業務実績

令和元年度の審査請求は、169件を受け付けました。

令和元年度における審査請求の処理件数は、次のとおりです。

#### 【処理状況】

（単位：件数）

前年度より 繰越	受付	処理	取下げ	移送	翌年度へ 繰越
31	169	152	13	0	35

※「移送」とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送した件数。

## 13 麻薬取締部

### (1) 不正薬物の取締り

#### ①業務概要

##### ア 不正薬物の取締り

麻薬取締部は、薬物犯罪の捜査を行う機関です。同部に所属する麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として、次の法律で規定される不正薬物の取締りを行っています。

#### 〔薬物関連五法〕

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD、向精神薬等
- 大麻取締法：大麻、大麻樹脂・大麻オイル等の大麻濃縮物
- あへん法：あへん、けし、けしがら
- 覚醒剤取締法：覚醒剤、覚醒剤原料
- 麻薬特例法：業として行う薬物の密輸密売やマネー・ロンダリングの処罰、薬物犯罪収益の没収等

#### 〔その他〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律：指定薬物
- 刑法：第2編第14章 あへん煙に関する罪

##### イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席する「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、取り扱った薬物事犯の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関等）と情報交換、合同捜査を行っています。

#### ②業務実績

##### ア 不正薬物の取締り件数

令和元年（平成31年1月～令和元年12月）における不正薬物の取締り件数等は、次のとおりです。

	検挙件数（件）	検挙人員（人）
麻薬及び向精神薬取締法違反	10	14
大麻取締法違反	21	21
覚醒剤取締法違反	1	2
麻薬特例法違反	12	9
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（旧薬事法としての違反を含む）	1	2
計	45	48

(押収物)	
覚醒剤	0.793 g
大麻樹脂	0.655 g
乾燥大麻	239.114 g
液体大麻	1.469 g
大麻草	30株
麻薬 LSD	9区画
麻薬 MDMA (錠剤)	132錠
麻薬 MDMA (粉末)	0.08 g
麻薬 5F-QUPIC	0.28654 g

#### イ 各取締機関との連携実績

令和元年度は、6月20日に香川県高松市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催し、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、税関、海上保安本部、県警察本部及びDEA等31機関54名が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等の情報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図りました。

#### ウ 合同捜査等

令和元年7月、インターネットを利用し大麻を密売していた大阪市内在住の密売人を大麻取締法違反で検挙し、乾燥大麻約25グラム等を押収しました。同事犯については、愛知・兵庫・香川県内の密売客4名を検挙し、密売人については麻薬特例法違反でも送致しました。

また、令和元年中に、徳島県警察及び香川県警察と合同捜査を実施し、大麻取締法違反被疑事件で、大麻草計30株や乾燥大麻約160グラムを押収しました。

## (2) 薬物鑑定

### ①業務概要

麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収した証拠品を科学的かつ中立的な立場から鑑定しており、薬物犯罪を立証する上で中核となる業務です。

なお、押収した証拠品の鑑定結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

鑑定の主な業務は、次のとおりです。

- ・押収した薬物の鑑定
- ・薬物使用の証明に係る生体試料（尿、汗、毛髪）の鑑定
- ・注射器、パイプ、秤量器具等の関係押収品に係る付着物の鑑定
- ・迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究

### ②業務実績（平成31年1月～令和元年12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、582件（検体数：672検体）です。

### (3) 医療用麻薬等の指導監督

#### ①業務概要

##### ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有しているものがあり、医薬品として必要不可欠なものです。

これら薬物の適正な取扱いを確保するため、使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に限定した上、その取扱者を免許、許可、届出制とすることで、不正ルートへの横流し等を無くし、国民の健康被害を未然に防止しています。

麻薬取締部は、これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行います。

また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務を行い、正規の取引であることを確認しています。

##### イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

#### ②業務実績

令和元年（平成31年1月～令和元年12月）における業務実績は、次のとおりです。

##### 【許認可件数】

	件数
麻薬関係	30
向精神薬関係	5
麻薬向精神薬原料関係	6
覚醒剤・大麻関係	0
けし関係	1
計	42

##### 【立入検査】

〔麻薬関係〕	件数
麻薬輸入業者	0
麻薬輸出業者	0
麻薬製剤業者	0
家庭麻薬製造業者	1
麻薬卸売業者	1



〔麻薬関係〕	件数
麻薬小売業者	18
病院・一般診療所	37
飼育動物診療施設	5
麻薬研究者	0
計	62

〔向精神薬関係〕	件数
向精神薬輸入業者	0
向精神薬製造製剤業者	0
免許みなし卸売販売業者	1
免許みなし薬局	18
病院・一般診療所・歯科	39
飼育動物診療施設	5
計	63

〔覚醒剤関係〕	件数
覚醒剤研究者	0
覚醒剤原料取扱者	1
薬局	17
病院・診療所	27
飼育動物診療施設	4
計	49

#### (4) 薬物乱用者対策・再乱用防止活動

薬物相談電話（TEL 087-823-8800）を設置し、薬物乱用者やその家族等からの相談に対応しています。薬物乱用者やその家族等が希望した場合は、独自の再乱用防止対策プログラムも実施しています。

また、薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物に手を出さないよう必要な助言・指導を行っています。

さらに、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関（医療機関、行政機関等）の専門職員による取組みについて、情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。

令和元年度は、11月26日に高知市文化プラザかるぽーと小ホールで「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、精神保健福祉センター、精神保健指定医、保護観察官、刑務官、保健所職員等が情報・意見交換を行いました。翌27日には「中国四国地区再乱用防止対策講習会」を開催し、地域住民を対象に、地域全体の再乱用防止に関する知識の向上、薬物中毒・依存症に対する理解の普及を図りました。

これらの会議は、中国四国厚生局管内と四国厚生支局管内で毎年交互に開催しています。

## (5) 薬物乱用防止啓発活動

### ①薬物乱用防止教室等への講師派遣（平成31年1月～令和元年12月）

薬物乱用を防止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する広報啓発として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。また、保健所やその他公的機関等からも依頼を受け、講師として職員を派遣しています。

令和元年（平成31年1月～令和元年12月）における講演実施状況は、次のとおりです。

	件数（件）	対象人員（人）
小学校・中学校・高等学校・大学等	12	4,499
教育委員会等（教育関係）	3	300
保健所等	8	605
その他公的機関等	10	1,048
計	33	6,452

### ②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用対策として、政府の薬物乱用対策推進会議により「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月）」が策定されました。その背景のもと、国内の薬物乱用防止活動を推進すべく、官民一体となり国民一人一人の薬物乱用問題に関する知識を高めるため、及び、国連総会決議による「6. 26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図る目的で、毎年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しています。（令和元年度運動期間：6月20日～7月19日）

### ③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の中で不正に流通し悪用されることがないように、けしの開花時期や大麻の生長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。（令和元年度運動期間：5月1日～6月30日）

### ④麻薬・覚醒剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚醒剤乱用防止運動を行っています。

令和元年度は、11月1日に愛媛県松山市民会館において、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動愛媛大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。

この大会は、中国四国厚生局管内と四国厚支生局管内で毎年交互に実施しています。（令和元年度運動期間：10月1日～11月30日）